

令和 8 年第 5 回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 7 日（木）13 時 35 分から 14 時 11 分

2. 開催場所 保健福祉センター香北

3. 出席委員 （17 名）

会長 19 番 岡田 修一

会長職務代理 10 番 小松 和啓

委員	1 番 竹村 純吉	2 番 藤原 新市	3 番 宗石 大輔
	4 番 西尾 文彰	5 番 堤 昭雄	6 番 村上 千世
	7 番 上島 陽子	8 番 西村 広幸	9 番 竹村 雄介
	11 番 門脇 義人	14 番 森田 良彦	15 番 竹平 豊久
	16 番 三谷 富重	17 番 岡本 博臣	18 番 有光 収三

4. 欠席委員 （ 2 名 ）

12 番 山内 茂 13 番 三木 克司

5. 議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
	第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
	第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
	第 4 号	非農地証明願いについて
	第 5 号	農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
	第 6 号	香美市農用地利用集積等促進計画について
	第 7 号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充

事務局次長 恒石 政志

事務局係長 高月 陽生

香北支所 田中 崇行

物部支所 沖 好子

7. 会議の概要

事 務 局	開会（１３時３５分） それでは、ただいまから、令和８年第５回の農業委員会総会を開催します。香美市農業委員会会議規則第３条 会長は議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議 長	はいみなさんこんにちは。 連休も終わって、皆さん楽しい連休でしたでしょうか。 本日の議会の訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録署名人の指名をさせていただきます。竹村委員と小松委員にお願いしますので、よろしくお願いします。 それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に沿いまして議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事 務 局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてです、案件は６件となっております。順番に提案していきますのでよろしくお願いいたします。 それでは１番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田島の農地で面積 114.14 ㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は１です。 ２番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田の農地で面積 1,178 ㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は２です。 ３番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町加茂の農地 ６筆で合計面積 1,356 ㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は３です。 ４番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町朴ノ木の農地 ２筆で合計面積 660 ㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は４です。 ５番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町頓定の農地 12 筆で合計面積 7,180 ㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は５です。 ６番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町大栃の農地 ７筆で合計面積 847 ㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は６です。 以上です。
議 長	以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問のある方は挙手をしていただきたいと思いますが、何かありませんか？
議 長	えーと、この３番よね、土地を買う人は、農業やったことのある人？
事 務 局	これがですね、比較的新しく３条で、二年位前かな、動いてるとこなんですよ。で、その方の時に、外国人の方だったんですけど、いちおう現状で果樹とかも植わってたりしてるんですけど、あんまり耕作をした経過がない状

態で、また売りに出るっていう話を近くの方から聞いたんですけど、やっぱり出て行ったということで、結局ちょっと前の方がどういう状況やったのか分からんのですけど、草刈りはなんとかして維持しとったみたいなんですよ。やっぱり周りの農地から言ったら、その人の所を通って行ったりとかせんといかんので、ようせんかったんじゃないかなというふうには思います。

議 長 この、買われる方はこれ、農地でやっていくがやね？

事 務 局 そうです、いちおう計画は出されておりますので。

議 長 分かりました。
みなさん他に何かありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、原案通りの賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

1番、申請地は土佐山田町宮ノ口■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は224㎡の内31.5㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は議案書のとおり。資料は7で農地区分は1種農地で調査員は森田委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

2番、申請地は土佐山田町楠目■■■■■■■■■■、地目は田、面積は429㎡の内267.18㎡、外1筆、合計面積293.18㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は通路・倉庫・駐車場、申請事由は議案書のとおりです。資料7で農地区分は1種農地で調査員は堤委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。写真資料は8となっております。

以上です。

議長 そしたら補足説明を森田委員お願いします。

農業委員 資料の7の1から7の6をご覧ください。場所は工科大学の東側になります。(14番) 隣接関係者の同意もいただいておりますので、別に問題ないと思います。

議長 続いて堤委員お願いします。

農業委員 資料の8をご覧ください。ここは■■■■のすぐ南の土地になります。ここにもありますように、倉庫をずいぶん前から建てて、その前を横切って自宅の方へ通路をコンクリートで作ったということで、これ、ちょっと8の4をご覧ください。写真の方は道の方から撮ってますが、これ、右の方から撮った写真が8の2の1になります。ちょっと段差があってそこを通路で家の中へ入るように作ったということです。周りもこの方の所有しておる農地です。一軒だけ左の下段に違う方の名前があって同意が出ておりますので、問題ないと思います。以上です。(5番)

議長 以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思いますが、ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。何かありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議長 格段ないようですがいかがでしょう。無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんか？

——— 異 議 な し ———

議長 それでは第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です、ありがとうございました。
続きまして議案3号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局	はい、第3号議案農地法第5条による許可申請について説明いたします。 1番、権利の種類は所有権移転、申請地は香北町岩改[REDACTED]、地目は田、面積は423㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。転用目的は倉庫、駐車場、転用事由は議案書のとおりです。資料は9、農地区分はその他2種農地、調査員は小松委員です。 申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他2種農地になります。 以上です。
議長	補足説明を小松委員にお願いします。
農業委員 (10番)	図面の資料9の2を開けてください。これは香北野市線、俗にいう龍河洞線ですけれど、その途中から分かれて北岩改という所からクマブチという方面へちょっと入った所ですが、ここに[REDACTED]の土地がありまして、[REDACTED]は前の[REDACTED]ですけど、この土地をバイクとか自動車の車庫にしたいということで、土佐山田町の方から申請が出ております。 ここをあっせんした[REDACTED]という方が、その周辺に映っておる家の方です。その家の方の周囲にある土地ということです。本人があっせんしちゅう関係もありまして、同意をしております。その後ろの方については山になっておりますので、別に問題はないと思われます。土地全体で四畝二部くらいの土地で、そのうち車庫が82㎡くらいですので一畝足らずということですが、平屋建てということで土地へ入った雨水はそのまま地下へ浸透という形でなっております。周りの同意も得ておりますので別に問題ないと思います。岩改の山を、林道を走っておるようです。
議長	以上説明が終わりましたのでただいまより質疑を行いたいと思いますが、ご質問がある方の挙手をしていただきたいと思います、何かご質問ございませんか？
農業委員 (8番)	この、申請地へ入る道ですけど、9の5の所を見てもろうたら、赤道になってますけど、この幅なんかは、車が通る道ですか？建物が建つに建築基準法で4メートル以上とかありますけど、そういうのは関係ないですか？
事務局	香北町はありません。道の接道要件は。山田の調整区域と市街化区域はその4メートルの制限がありますが、都計区域外は道の制限はないです。
農業委員 (8番)	9の4を見ても左の下に進入口いうて書いちゃうけれど、幅も書いてないから、どればあのもんじゃろうかと思うて。

事務局 じっさい建築基準法上の制約はないんですけど、ただ車が入れなかったら今は生活ができんし、救急車らあも入れなかったらどうならあという問題もあります。わりあい、どこも都計区域外でもやっぱり車が入る所はどこもみんな確保してますけど、なかったきというて建たんということにもならないというのが現状です。

農業委員 はい、分かりました。

(8 番)

議長 他にありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議長 なければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議長 それでは議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です、ありがとうございました。
続きまして議案第 4 号非農地証明願いについて説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町山田[REDACTED]、地目は田、外 1 筆、合計面積は 442 m²、利用状況は農業用倉庫、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西村委員で資料は 10 です。

2 番、申請地は土佐山田町大法寺[REDACTED]、地目は畑、外 1 筆、合計面積は 88 m²、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は三木委員で資料は 11 です。

3 番、申請地は香北町有瀬[REDACTED]、地目は田、外 8 筆、合計面積は 2,663 m²、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は有光委員で資料は 12 です。

4 番、申請地は香北町朴ノ木[REDACTED]、地目は田、面積は 99 m²、利用状況は車庫、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。

調査員は三谷委員で資料は 13 です。

5 番、申請地は物部町大栃[REDACTED]、地目は畑、外 2 筆、合計面積は 133.61 m²、利用状況は宅地、公衆用道路、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西尾委員で資料は 14 です。

6 番、申請地は物部町楮佐古[REDACTED]、地目は畑、面積は 9.91 m²、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料は 15 です。

以上です。

議長 ただいま議案第 4 号の非農地証明願いについて説明がありました。補足説明を西村委員にお願いします。

農業委員 (8 番) 資料の 10 の 1 を見てください。ずっと右の方には明治地区の舟入小学校があつて、その下流をずっと来てもらうたら中野の公民館、そのちょっと上流には[REDACTED]などがある所の舟入川の反対側、舟入川の南っかわ、みんな通るときに[REDACTED]がある所です。ここは以前ビニールの加工場、最近はポリのハウスの加工場でした。現在は園芸の作業場になってます。以前、だいぶ前ですけど、この加工場を建てるに建設して、もう一つ、10 の 2 の 2 番の写真の建物の西っかわは宅地としてありまして、新たに[REDACTED]の所へ建物を建てて、あと[REDACTED]の所は駐車場とかあります。この左の畑は所有者が[REDACTED]の所で、問題はないと思います。それと、この南っかわにも道がありますけど、その南は南っかわです。太陽の関係なんかも問題ないと思いますので、許可いたしました。

以上です。

議長 続いて三木委員お願いします。

事務局 欠席されてるんで。

この 2 番目の案件ですが、ちょっと三木さんいらっしゃらないので、ここは除外の案件ですね。実際もう隣にお家があるんですけど、所有者の方が違ってらるんですけど実態としてはもう通路なりとか車が通る所を置いたりとかいうことの実態があつた上で、名義が違ふ、土地の名義人が違ふので非農地を取ってからおそらく移すんじゃないかというような流れとなつています。周りも山林化してますので特に問題はないと思います。以上です。

議長 はい、続いて有光委員お願いします。

農業委員 (18 番) 資料の 12 の 1 をご覧ください。有瀬の 8 筆ですね、位置的には有瀬の墓地公園の東側、高傾斜がありまして、当該地は 8 筆は墓地公園より下段になっております。もう 20 年以上耕作もしておらず原野化しておりまして、すぐ西側で柚子を耕作してますが、各段問題はない状況です。

続きまして資料 12 の 5 をご覧ください。西峯の一筆、位置的には西峯の菜の花畑のずっと東側の、すでに写真で見てお分かりのとおり山林化しております、地目は畑とありまして畑をしていたようですが、一日もないような状況で完全に山林化している状態であります。以上です。

議長 続いて三谷委員お願いします。

農業委員 (16 番) 資料の 13 の 1 を見てもろうたら分かりますけど、アンパンマンの柳瀬さんの墓地公園のちょっと西というか、■■■■の右っかわの家が、新しく購入された方の家で、その出ちゅう所は元の持ち主の場所です。それも全部変えてから名義を変えるかなというふうに、倉庫そのものはかなり前に建ててその時も近所で問題はなかったという話を聞いてますので、なんら問題ないと思います。以上です。

議長 続いて西尾委員お願いします。

農業委員 (4 番) 見開きの資料 14 の 2 と 3 を見ていただきたいと思います。現状、議案通りですが、場所についてはですね、旧市役所からですね、東に約 200 メートルぐらい行ったちょっと山手にあるということで、これについてはですね、写真をご覧のようにですね、近隣の方、云々も踏まえましてですね、なんら問題はないということで、現地を見ますと、問題はないのかと思います。14 の 3 についてはですね、ほんとに 1 メートル間隔でこんな所に別の方の敷地があるというのはちょっと考えられないような場所ではありますが、なんら問題はないということで了承しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 続いて岡本委員お願いします。

農業委員 (17 番) 資料 15 の 1 をお願いします。現地は物部町としたら約 4 キロくらいの距離にあります物部町楮佐古という集落の中にありまして、■■■■のすぐ横側に位置しております。資料 15 の 2、①の左側に青い屋根が見えますが、これが■■■■です。住宅を所有していたのは■■■■という方でしたか、お亡くなりになられまして、現在息子さんで申請人の■■■■が所有しております。聞いた話では移住者の方に住宅を譲ることになったようですが、377 番 1 の表示がある場所は昔畑として耕作されていたようですが、道路から車庫の入り口を作り、コンクリート舗装をしています。現地を確認したのは昨年 7 月でしたが、その後農業振興地域からの除外手続きが終わり、許可が下りましたので、今回の議案に上程されております。申請理由は平成 31 年に相続した当時にはすでに住宅の一部になっていたということです。

非農地証明の判断基準が6つありますが、その中の4番目の昭和27年10月21日以降人為的に転用した土地で転用事実行為から15年以上平穩無事に周囲から問題もなく経過しております。農政上特に支障がないと認められる土地ということになりますので、問題ないと思います。

議 長 はいありがとうございました。それでは質疑を行いたいと思いますが、何か質問はございませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第4号非農地証明願いについて原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です、ありがとうございました。
続きまして議案第5号農地法第18条第6項解約通知報告について、説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告についてです。
報告案件は1件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1番、申請地は土佐山田町加茂の農地で面積1,678㎡の内1,441㎡、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。
以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようでしたらこの案件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきたいと思います。

議 長 続きまして議案第6号香美市農用地利用集積等促進計画について説明をお願いします。

事務局

議案第6号農用地利用集積等促進計画について補足説明をします。

農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町の農地、4,199 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、施設野菜・露地野菜（ニラ）を栽培します。資料は16です。

2番、土佐山田町山田の農地、4,459 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、施設野菜（やっこねぎ）を栽培します。資料は17です。

3番、土佐山田町山田の農地2筆、合計3,044 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、露地野菜（ハブ草・生姜）を栽培します。資料は18です。

4番、土佐山田町影山の農地3筆、合計1,855 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、施設野菜（オクラ・春菊）を栽培します。資料は19です。

5番、土佐山田町松本の農地5筆、合計2,956 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、水稻・野菜を栽培します。資料は20です。

6番、土佐山田町中野の農地、2,876 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、施設野菜（ニラ）を栽培します。資料は21です。

7番、土佐山田町山田の農地、1,173 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、施設野菜・露地野菜（ニラ）を栽培します。資料は22です。

8番、香北町日ノ御子の農地、842 m²を[]から農業公社が借り受けます。この後、[]が借り受け、露地野菜（ニラ）を栽培します。資料は23です。

以上です。

議長

以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議長

格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第6号香美市農用地利用集積等促進計画につきまして原案通りの賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成です、ありがとうございました。議事は以上となっておりますが、事務局より、その他、何かありませんか？なければ以上で定例会を終了したいと思います。

閉会（14時20分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

署 名 人

署 名 人